

監査基準について

橋 本 喬

1. 序—— 監査思想
2. 監査基準の新しい概念構成
3. 会計正義実現の基準

1. 序—— 監査思想

監査制度が日本に導入されたのは、明治32年制度の商法典においてであったが、この制度が飛躍的發展を遂げるのは第2次大戦後のことである。経済民主化の社会的要請の下で、粉飾決算の続発の事象は、監査制度に対する社会の視聽を鋭敏なものにするに至った。

日本の監査制度を考察する場合、まずその拠って立つ基盤である社会的環境——社会倫理・監査に対する認識が考察されなければならない。戦後、公認会計士法、証取法、商法改正等一連の立法措置がなされ、法制上は相当の整備がなされたにも拘らず、山陽特殊鋼、栗田工業、サンウェーブ等数多くの事件が跡を絶たないのは何故であるか。これは単に監査制度・監査人の独立性の基準等で説明のつくことではないと思われる。その根底にある日本人の社会倫理・監査に対する思想が問われなければならない。

現行監査制度の本質的論拠は、政治における三権分立の思想——ジョン・ロック、モンテスキューにより主張せられ、英国・仏国・米国等欧米の近代民主政治の支柱となった権力分立論に求めることができる¹⁾。分立の機能はチェック・アンド・バランスである。経営において同様の効果を期待するのが、Plan —

Do - Seeの経営循環のバランスである。Seeの内部統制機能を企業外に拡張し「社会的統制組織²⁾」としたところに外部監査の本質がある。このような欧米の制度が日本に導入される時、どのような成長を遂げるのであろうか。

守永助教授（青山学院大学）は、「わが国の資本主義社会の発展は欧米のそれとパターンにおいて類似していたが、このような資本主義体制のなかにあって監査制度はわが国固有の形態を余儀なくされ、異常な体制にあまじっていたといえることができるであろう。」として、その理由を次のように述べられる³⁾。

- 1. 職業的監査人である計理士の人的基準については専門的学力および経験を法的に重要視していなかったこと。
2. 職業的監査人は比較的儒教的教育を受けるおり、封建社会における上下の関係で監査が行なわれたこと。
3. わが国資本主義経済が二重構造によって成り立ち財閥を中心に発達してきており、外部監査の必要性がかなり薄かったこと。——

以上の中で、—— 3. の外部監査の不必要性の問題——は外在的要因であるが、—— 1., 2. の人的基準、儒教的教育——は内在的本質的要因である。1., 2. は要約するところ、監査思想の問題に帰着する。

思うに日本の社会は、農耕的文明を基礎に成り立ち、人間相互の信頼、縁和的關係を道徳規範とする人間（ジンカン）社会であり、欧米の遊牧文明を基礎に、個人の独立を重視する——原子論的世界とは異質のものであった。即ち個人主義的社会を生成基盤とするチェック・アンド・バランスの権力分立論あるいは監査における監査人の独立性等は育ちにくい環境であった。わが国の監査制度の問題は、先ずこの社会環境からくる社会倫理——監査思想に淵源するといえる。

わが国の社会規範の歴史的大宗は儒教である。儒教は、その最高の理想を「仁」におくが、仁について孔子は弟子樊遲の質問に答え、「人を愛せよ」（顔淵篇）と述べ、さらに「己の欲せざる所を人に施すこと勿れ」と説く⁴⁾。また「夫れ仁者は、己れ立たんと欲して人を立たしめ、己達せんと欲して人を達せしむ。能く近く譬を取る、仁の方というべき也」（雍也篇）と述べる。これらから帰納で

きることは、人間(ジンカン)の縁和関係保持の態度が儒教の骨格を成しているということである。西欧社会・キリスト教の能動的態度とは根本的に異なるものがみられる。ルース・ベネディクトは主著『菊と刀』において、これを「非攻撃的徳」と説明している⁵⁾。もちろん儒教を、非攻撃的関係の規範として捉えるについては、相当の異議があるかも知れない。陽明学の存在を無視するわけではない。しかしわが国の社会に深く根づいているのは朱子学的儒教であり、それは明治以後も『教育勅語』として強く日本の社会を律してきたことは争われない事実である。

個人の個性的行動について、儒教が積極的役割を果しているとはいえない。このような社会倫理の下では、監査人或いは利害関係者が、独立不羈の監査思想を堅持して事に当り、その悪を追求するという姿勢は望み得ないことになる。せいぜいその処世観として、「不義にして富み、且つ貴きは我においては浮雲の如し(論語、述而篇)」として、独りハンカチの白きを尊ぶような弱い消極的姿勢しかとれないのである。この個性意識乏しい倫理においては、「義理」を守って裁判所で偽証することは美德であり、同じく実業家のする粉飾決算等の所行に対して、彼との縁和的相互関係を尊重して責めてはならないものであった。このような社会倫理——監査思想の下では、義理に捉われず“真に独立的な職業的監査人”が、“社会に欲せざる所を経営者に施す”，というような監査業務が受容されなかったのは当然である。したがって戦後、米国の監査制度が導入され、監査制度に画期的整備がなされるに至ったとはいえ、この監査思想に根本的改革がなされない限り十分な効果は期し難いといえよう。監査基準を考える場合、わが国の監査基準には欧米のそれと異なり、このような社会倫理の非西洋性が考慮され、この監査思想に適合した形における新しい監査制度・基準創造の必要性が痛感されるのである。

古来、東洋の人間の道徳は、個人のなす行為が信賴的縁和的社会の維持安定に對す貢献——正義に叶っているか否かに関係していた。優れた人物に対する評価の原理は、社会の維持安定という、正義のため身を挺する勇気であり能力である。これは人間最高の道徳といえる。監査基準を考える場合、人間の最高の

倫理であるところの“正義のための積極的行動原理”を規定するものであり、優れた人物がそれに生き甲斐を感じずるものでなくてはならない。しかるにこれまでの監査基準は、欧米制度の輸入移植に止まり、“いかにしてミスをしないうか”という「慎重な監査人」を期待する「臆病な会計士の世渡りの技術」という性格に留まって、わが国の監査環境に適合し、積極的・目的行動を刺激するような前向きの原理が存在しないと思われる。一般基準をみると、人的基準・独立性・正当な注意・秘密保持の4つが挙げられるが、どれも消極的もしくは中間的原理であって積極的原理と思われるものはない。

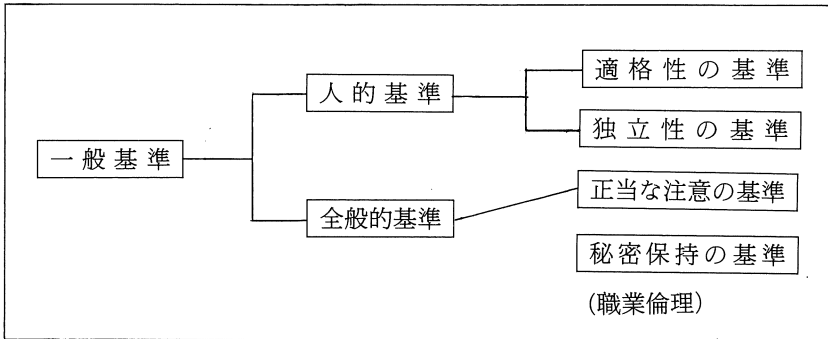
わが国の社会倫理・監査思想の実態を考えると、単なる“経験の蒸溜”という欧米的な、過去の・経験的・消極的基準の枠を越えて、積極的・目的基準が要請されるのではあるまいか。会計士と同じく自由職業である弁護士においては、弁護士法は第1条に「弁護士は、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする。」と、格調高くその社会的行動の原理を謳っている。三百代言の代言人としてみられた明治時代と異なり、今日弁護士は人権擁護の社会正義を実現する高度の役割をもつものとして（陰において多くの批判はあるものの）、多くの優秀な青年の馳せ参ずる職業となった。監査業務に対する世人の認識は、弁護士に比べ少なくとも半世紀の後れがあると思われる。速度を増して急追が行われなければならないのである。このような観点に立つてみると、現行の監査基準は老人の倫理であり、正義感あふれる優秀な青年を惹きつける魅力に乏しいと断ぜざるを得ないのである。社会の監査業務に対する認識を改め、監査の質的水準をよりよく高めるために、今一つ格調高い基準——理念の掲揚が必要なのではあるまいか。

新しい監査基準を考察する所以である。

- 1) 守永誠治、「わが国監査思想の特徴」産業経理 昭和43年8月号、26頁。
守永誠治、「日本の近代化と監査思想」会計94巻6号（昭和43年12月号）、62頁。
- 2) 守永誠治、前掲稿「わが国監査思想の特徴」、27頁。
- 3) 守永誠治、前掲稿「日本の近代化と監査思想」。
- 4) 守永誠治、前掲稿「日本の近代化と監査思想」、64頁。
- 5) 守永誠治、前掲稿「日本の近代化と監査思想」。

2. 監査基準の新しい概念構成

新しい観点から求められる基準は何であるか。現行の監査基準の一般基準の構成を示すと次の表のようになる⁶⁾。



早大教授日下部博士は、監査基準の意義について、その著『新会計監査詳説』の中で次のように述べておられる。「監査基準は、監査実務のなかに慣習として発達したもののなかから、一般的に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であって、財務諸表の監査に当り、すべての関係者が常にこれを尊重し、かつ遵守すべきものである。——」。そしてその内容をさらに次のように明確にされる。

- (1) 監査基準は、職業監査人が財務諸表の監査を行うに当り、必ず遵守しなければならない根本原理である。
- (2) 監査基準は、監査人の人的資格、監査事務の質的尺度、およびその達成目標に関する基準である。
- (3) 監査基準は、監査実務のなかに慣習として発達したものを帰納要約した原則である。
- (4) 監査基準は、一般に公正妥当と認められた社会的ルールである。——⁷⁾

監査基準を“経験の蒸溜”“職業倫理の結晶”と見る限り、前記の定義には問題点を生じないであろう。しかし一步踏み込んで考察するとき、このような定

義は、期待さるべき監査基準を十分に説明するものであろうか。監査基準は帰納的水準だけに留まるべきものであろうか。ここにわたくしは、監査基準と「監査原則」をめぐる学説を看過するわけにはいかない。田島四郎博士は、原則と基準を区別して次のように述べられる。

「…両者はこれを厳密に分けるべきである。何となれば、原則は目的を達成するために守るべき基本条件である。それ故、原則は、必然的に目的意識的なものであり、倫理的規範である。ところが原則と区別される基準は、行為の一般の手引となるものであり、行為のよってもって規範とすべきものである。基準に従って行為をなすときは、行為の質における統一性を結果しうるものである。しぜん、基準は行為の尺度をなし得る。原則と基準は密接な関係をもっているが、両者間の差異を無視することはできない。原則が目的を規制するのに対して、基準は、これら目的を達成する際によるべき基礎を提供するものである。原則はこれら目的達成の際に守るべき基礎を提供するものである。ゆえに原則は行為の基礎に横たわる正当性を概略示するものであり、基準は行為を行なう際に守るべき水準を決定するのである。この意味で、原則は基本的概念であり、基準は行為の手引ともいえるべきものである。」⁸⁾

これを解釈するに、単なる経験的基準を越える目的意識的原則の主張である。いまここで監査基準の語と区別して監査原則という語を設定することは提案しない。監査基準の語が法制上も実務面でも広く使用されて定着している現在、殊更に新語を使う必要はないしメリットもないといえる。むしろ監査基準のなかに監査原則の部分が含まれてよいと判断し、監査基準は単なる経験的基準を越えて目的意識的部分があるべきであり、それが無い監査基準は外部監査本来の機能——社会的統制機能の責務に耐え得ない不十分なものである、と主張するものである。「目的意識的倫理的規範」は「積極的行動原理」ともいいうるのであろう。現行の監査基準にはこれはないのである。すべて防禦的保身的内容かもしくは中間的なものであり、積極的“攻撃的”なものはない。米国の監査制度に大きな影響を受けたものではあるが、実際的には、ルース・ベネディクトがいう“非攻撃的な徳”——儒教——監査思想に妥協するものといえよう。このような防禦的保身的護身術的監査基準——経験の蒸溜・慣行の帰納要約に過ぎない職人的掟——だけで、果して外部監査本来の目的を十分に達成できるものであろうか。監査人の目をいかにゴマカスカに専念する攻撃的敵である被

監査会社に対し、攻撃のない専守防禦は勝利の道であるのか。そうではあるまい。防禦には永遠に勝利はない。あるのは敗北か引分けである。攻撃は最大の防禦という。攻撃すること——積極的行動原理をもつこと——こそ勝利の道、外部監査本来の目的を達成する道であろう。

ここに現行監査基準に加えられるべき積極的目的意識的行動原理として、「会計正義実現の基準」を考慮したいのである。これについては第3節で述べる。

現行監査基準の第2の問題点は、秘密保持の義務の基準である。この基準は、監査基準に含めるものとしては不適当なものであり削除すべきである、と考える。不適当とする理由の一つは、秘密保持ということは、「監査事後」の問題であって監査に直接関連がないことである。田島博士もこの点を強く指摘しておられるが、けだしもっともと判断する。理由の二つは、監査人の人格を信用していないことを背景にもつこの秘密保持という特殊機関員義務は、本来高度の専門的能力と知性をもつて業務に従事すべき監査人の品格と「なじまない」のである。結果的には監査人の品格を落している規定といえる。理由の三つは、この義務は「正当な注意義務」の一面として当然内包されていることである。以上の理由から、秘密保持の義務は監査一般基準より外し、会計士の職業倫理に委ねるべきである。

第3の問題点は、現行監査基準においては、監査義務——「監査を尊重する義務」が不明確で、監査人だけの職業倫理——職業基準に留まっている点である。田島博士は、別稿「監査基準の修正に寄せる⁹⁾」のなかで、「……、監査基準の基本的性格については、筆者は、これを職業基準と解している。それは被監査会社のための基準でもなければ、一般大衆のために設定されたものでもない。基準を、利害の一致しない関係者の利害を調整する機能をもつものであるとみる向きもあるが、もしそうであれば、利害者グループに対して基準の意義を知らせ、監査とはいかなるものであるか、それはどのような資格条件を具備している者が、どのようにして実施するものか、監査担当者はいかなる範囲で責任をもつのか等にも十分認識させることが必要であろう。」といわれる。解釈するに、監査基準を全く職業倫理のエッセンスとしてのみ捉えられているかの如くであ

る。前掲論文において「それは、決して職業倫理そのものではない」¹⁰⁾とされ、目的意識的監査原則の主張をなされるのであるが、それは職業倫理・個人的職業基準の線における単純な延長という程度に留まっているようである。監査人個人の倫理を越えて、「企業の監査基準」更に「社会の監査基準」という程にまで及ぶ監査原則ではないようである。この点について日下部博士は、「監査基準は、一般に公正妥当と認められた社会的ルールである」とされ、更に次のように説明される。

『監査基準が監査の指針たるためには、「一般に」承認され同意されることが必要である。しかし、「一般に」承認されたということは、社会の誰もが認めたという意味ではない。さればとって、経営者が認めたものでもなければ、利害関係者が承認したわけでもない。実にそれは、熟練せる独立の会計士または権威ある中立の団体（例えば企業会計審議会）によって承認されたという意味である。独立の会計士やこれらの権威団体は、被監査会社からも利害関係者からも独立しており、常に公正な判断を下しうる中立の立場にある。それゆえ、監査をめぐるすべての関係者の立場を公平に考慮しつつこれらの機関によって承認されたルールは、会社側も利害関係者も多少の不満があるにしても、一応公正妥当な水準を示したものであると受入れることができるはずである。かくして、関係者のすべてによって承認されたルールは、逆に関係者の行動を規制する「社会的ルール」となり、「監査基準」へと止揚される。監査基準は法律ではないが、「一般に」認められたものであるという点で、あたかも法律と同じように監査関係者の全部を規制する原則となるのである。したがって、監査基準の正式名称は“generally accented auditing standards”でなければならず、その内容は「利害調整の基準」でなければならない。』¹¹⁾

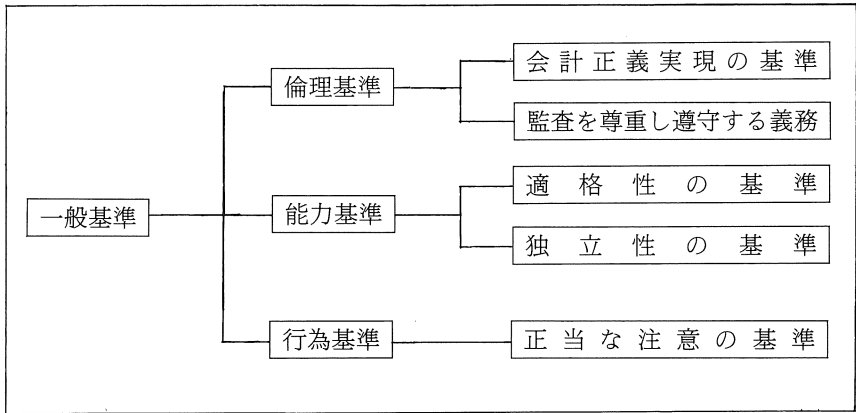
この説明は、監査基準を個人的職業基準から、企業基準、更に社会的ルールへとその効力範囲を拡張している点で一段の進歩を示している。しかしよく観察するとき、論理の飛躍があることを認めないわけにはいかない。日下部博士のいわれる「社会的ルール」なるものには、監査人のほかに被監査会社や利害関係者全部が等しく遵守すべきものという期待がある如くである。しかし現行監査基準は一般基準をみても全く監査人個人の職業基準だけであって、そのような「監査尊重の社会的義務」を規定していないのである。この現実からみて個人的職業基準が社会的ルールとなりうるであろうか。小銃に大砲を期待することと同じではあるまいか。なるほど、監査基準の前文・「監査基準の設定について」の最後の節で、「これを要するに、監査基準の設定は、徒らに監査人を制

約するのではなくして、むしろ監査人、依頼人及び一般関係人の利害を合理的に調整して、監査制度に確固たる基準を与え、その円滑な運営を図ろうとするものである。」と述べられているが、この前文の中にも本文の中にも、基準の具体的規定にもこれに応ずべき何の基準も存在しないのであって、この最後の節は淡い希望を述べたにすぎず、極論すれば、体裁を整えるための“つけたり”に過ぎないことを示している。したがって日下部博士のいわれるような「社会的ルール」としての監査基準は実在しないのである。実在するのは、監査人個人の職業的基準であって、被監査会社や利害関係人からいえば、“監査人には監査人の倫理があるだろう。こちらには関係ないことだし別に反対はしないよ。”ということではしかないのである。“反対しない”ことは決して“尊重し遵守する”ことではないのである。

黒沢清博士もこの問題について、「監査基準は、職業的監査人のためだけの規範であると解釈されている点にも問題がある。おそらく多くの人々は、監査実施準則には、相当の注意を払うとしても、監査の一般的基準のごときものは、自明のこととして、強いていえば、一種の空念仏として、腹の中では軽視しているのではあるまいか。監査基準はけっして、監査人のためだけの規範ではなくて、監査を受ける会社の側にとっても、規範的意味をもっているのである。¹²⁾」と述べられる。このように日下部博士も黒沢博士も、監査基準が監査人個人の職業基準を越えて、企業の基準となり、社会の監査基準であることへの希望を表明される。しかし現行監査基準は、監査人個人の職業基準でしかないことは争うべからざる現実である。会計士監査制度が施行されてから十数年経ながら、粉飾決算という不詳事件が跡を絶たないのは、監査人のための基準としてのみ考えられている現行監査基準のあり方にもその大きな原因がある、と判断する。監査は所詮攻撃と防禦である。監査基準を監査人だけに限定することは、被監査会社は自由に攻撃兵器を使用しうるに反し、監査人は防禦兵器しか持てないということである。監査を受ける側あるいは利害関係人が、監査を尊重し遵守する義務を有しないというのであれば、当初から公正な監査は期待できないはずである。現行監査基準の下における監査の実態は、このようなものであると

考察する。

以上問題点を指摘したのであるが、新しい観点からの監査一般基準の構成を示すと次表のようになる。



- 6) 日下部与市著『新会計監査詳説』, 55頁。
- 7) 日下部与市, 前掲書『新会計監査詳説』, 55頁。
- 8) 田島四郎, 「監査基準と監査準則(-)」産業経理 昭和41年7月号, 6頁。
田島四郎, 「監査基準と監査原則」企業会計 '67, 12月号。
- 9) 田島四郎, 「監査基準の修正に寄せて」産業経理 昭和40年6月号。
- 10) 田島四郎, 前掲稿「監査基準と監査準則(-)」産業経理 昭和41年7月号。
- 11) 日下部与市, 前掲書『新会計監査詳説』, 57, 58頁。
- 12) 黒沢清, 「監査における実践理性批判」, 産業経理 昭和42年1月号, 18頁。

3. 会計正義実現の基準

現行監査基準は、慎重な監査人のための消極的行動原理に留まっていること、それはわが国の非攻撃的儒教思想に結果的には一致していることは、前に述べた。職業監査人の“戦力”は専守防禦であり、全く“弱兵”なのである。監査法人の設立はまさしくこの点の防衛力の強化であったが、果してそれだけで十分であろうか。巨大な会社の前に監査人の判断はゆがめられないか。大事の前の小事にどのように対処するか。

黒沢博士は、前記論文のなかで次のように述べられる。「もう一つの原因として考えられることは、職業的監査人を包んでいる価値状況 (value situation) における相剋である粉飾決算会社に対して、監査報告書において不適正の意見を表明したとき、そこから会社の倒産、株価の暴落、恐慌の発生というごとき不測の事態がひきおこされるかも知れないという価値判断が、彼の意見の表明を抑圧したかも知れないのである。何事にも、自己正当化 (justification) は可能である。」

監査人が、真に独立的監査人として社会統制の機能を発揮するためには、慎重な監査人の枠を越えて「強力な戦力」を保持しなければならない。積極的行動原理が監査基準に盛られなければならぬ。人間の行動を最も強く規制するところのものは、それが社会正義に叶っているという信念である。監査基準はこの「社会正義」に配慮するところがなければならぬと判断する。黒沢博士は前記論文の中で、更に米国の J. L. Carey 著の「公認会計士の職業倫理」を引用され、次のように論ぜられる。『会計士監査は、単に会社経理の正否を証明するというにとどまるものではなく、「新しい社会」の形成に参加することである。その新しい社会の特徴は、ケアリー氏の言葉でいえば「規律的自由企業」(supervised free enterprise) を理想とする社会である。それは企業経営に、アカウンタビリティ (会計責任) を課する社会であり、会計的情報のシステムによって、社会における組織と協力に対す恒常作用 (homoeostatic process) をつくり出す社会である。』

ここに意味するものは、会計士の「新しい社会」形成への参加と、被監査会社の「会計責任」である。思うに、新しい社会形成への参加は、積極的目的的行動であり、わたくしのいう社会正義の実現——監査人の場合、「会計正義の実現」の行為といえよう。会計正義実現の素地であり対象である被監査会社のアカウンタビリティは、前節で「監査を尊重し遵守する義務」として論じたものの具体的表現である。ここで看過してならないことは、監査業務における「監査当時者」は、監査人と被監査会社であるのではなく、被監査会社と利害関係者であることである。前者は後者の手段として存在するのである。この意味で

監査人は裁判官の位置にあるのである。

しかるに、監査人の依拠すべき立場が余りにも弱きに失していると思われる。ここに、新しい監査基準として「会計正義実現の基準」を提起する所以である。この基準は次のように規定される。

監査人は、常に監査関係人ならびに社会公衆の利益を留意し、企業の会計責任を調整して、会計正義の実現につとめなければならない。

「会計正義の意義を明確にすると、第1にそれは、企業会計における計算的正しさである。しかし決して自然科学的正しさでなく社会的価値判断の付加された社会的計算の正しさである。第2にそれは、公開の正義である。「秘密保持の義務」と関連する点であるが、いやしくも企業の公益性を否定しない以上会計はすべて——原則として——公開されるべきである。会計士は会社側ベッタリであってはならない。あくまでも独立の立場を保持しなければならない。第3にそれは、人権尊重の姿勢がなければならぬ。会計を通じて、財産権、消費者の利益、社会公衆の人権と利益とを守るものでなくてはならない。米国の青年弁護士エラルフ・ネイダーのように、会計士監査人は、社会正義実現のナイトとして尊敬を受けるものでなければならない。

このような会計正義実現の過程において、監査の質的水準は高まり、外部監査本来の目的達成されるに至るであろう。会計正義実現の基準を提起する所以である。

〔昭和52年2月、熊本大学法文学部研究生，研究論稿〕